

# 山元式新頭針療法学会（YNSA 学会）認定治療師制度 規定

2022.04.17 改定

（目的）

第1条 山元式新頭針療法学会（以下、YNSA 学会）は YNSA を正しく理解し、実践できる治療家を認定治療師に認定する

（認定）

第2条 認定は、理事会の議を経て会長が行う

1. 理事会は毎年 1 回、認定治療師試験を実施する
2. 認定治療師の審査料 10,000 円は申請書類受付期間内に支払い、登録料 20,000 円は試験合格通知受取後に支払うこととする（支払いはしくみネットより行う）
3. 認定証の有効期間は認定の日から 5 年間とし、5 年ごとに更新しなければならない

（認定基準）

第3条 認定のための必要条件を次のように定める

YNSA 認定治療師試験の受験条件

1. YNSA 認定治療師試験の受験条件

- (1) 我が国の治療師免許（医師・歯科医師・鍼灸師・獣医師）を有している者
- (2) 3 年以上継続して本会正会員である者
- (3) 下記に定める受験申請の為の配点表に従い 40 単位以上取得した者  
(2022 年の受験者に限り、30 単位以上取得した者)

- YNSA 学会セミナー 初級～上級（必須） 30 単位 / 全 6 回
- 追加で YNSA 学会関連セミナー出席 5 単位 / 1 回
- YNSA 学会講師による 3 時間の復習会に参加 2.5 単位 / 1 回
- 全国大会出席 5 単位 / 1 回
- 全国大会で発表 5 単位 / 1 回
- 宮崎セミナー出席 5 単位 / 1 日

※ 但し宮崎セミナーは今のところ開催予定がないことをご承知おきください

2. 認定治療師の受験申請手続き

認定治療師試験の受験申請者は、審査料を添えて以下の書類を提出しなければならない

- 認定治療師認定審査申請書
- 国家治療資格（医師・歯科医師・鍼灸師・獣医師免許証）の写し
- YNSA の治療をおこなった 5 症例の臨床報告書及び 30 症例の症例一覧  
様式第 1 号×3 枚／様式第 2 号×5 枚 ※『カルテ表記基準』参照
- 受験単位の取得を証明するもの
- その他、本委員会が定める書類

3. 認定治療師試験に合格すること

(認定治療師試験の合否判定)

第4条

- (ア) 第3条に定める手続きを完了した者について、試験委員会が症例一覧、臨床報告書、筆記試験の結果を基に合否判定を行い、理事会が認定する
- (イ) 試験は、年1回実施する

(認定治療師資格の更新要件)

5年毎の認定治療師更新には、5年間YNSA学会の会員でありつづけることを条件に、下記に定める更新及び受験申請の為の配点表に従い、認定期間内に30単位以上を取得しなければならない

(認定治療師資格の更新基準)

第5条 5年毎の認定医更新には下記の要件を満たさなければならない

1. 国家治療資格を失効していないこと
2. 更新時にYNSA学会の会員であること
3. 更新申請の直前5年間に下記研修単位を30単位以上取得していること
 

● 全国大会出席 (10単位 必須)	5単位 / 1回
● 全国大会で発表	10単位 / 1回
● YNSA学会関連セミナー出席	5単位 / 1回
● YNSA学会講師による3時間の復習会に参加	2.5単位 / 1回
● 宮崎セミナー出席	5単位 / 1日
● 10症例の臨床報告	5単位

※ 但し宮崎セミナーは今のところ開催予定がないことをご承知おきください

(資格の更新申請手続き)

第6条 認定治療師資格の更新申請をする者は、認定治療師資格更新申請書に更新審査料15,000円を添えて本委員会に提出しなければならない

(資格の更新手続きの保留)

第7条 第5条の規定にかかわらず、更新時に更新要件を満たさない場合又は更新申請手続きができない場合には、1年に限り更新手続きを保留することができる。ただし、この場合の更新後の認定治療師認定期間は4年とする。なお、病気・留学等、本委員会がその事由を妥当であると認めた場合には、認定期間をその事由に相応する合理的な期間に限り延長することができる。ただし、延長期間中の認定治療師資格は停止する。保留申請をする者は、認定治療師資格更新保留申請書とその事由を証明する書面を本委員会に提出する

(認定の取消)

第8条 以下の場合、認定は取り消されるので、認定証を返納しなければならない

1. 国家治療資格を失った場合
2. 本会を退会した時、あるいは認定治療師の更新がされなかった場合
3. 認定及び更新の申請に際し、虚偽の記載等の不正行為があった場合
4. ふさわしくない行為があった場合